

## 平成28年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

### 1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 平成28年7月から平成28年12月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件数	平均件数
一般法人 (社会福祉協議会を含む)	11	6	54.6	6	100.0	45	7.5件/法人
保育所のみ法人	18	8	44.4	8	100.0	48	6.0件/法人
合計	29	14	48.3	14	100.0	93	6.6件/法人

※所轄庁が益田市から島根県に移管した1法人を除く。

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより指導監査課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成28年度の指導監査にあたっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ② 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人本部経費費及び施設事業費の適正な執行管理

※ これまで特別監査に至った案件（不適切な会計事務処理）を受け、金融機関からの払い出し処理状況・内部牽制体制等について、実地でもって法人に対し状況確認した。

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況（改善計画）の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

(7) 平成28年度の主な指摘事項

① 指摘事項の件数

指摘事項		指摘件数	指摘率(%)
組織運営	定款等の状況（定款、登記）	6	6.4
	役員等の状況	9	9.7
	理事会の状況	6	6.4
	評議員会の状況	9	9.7
	監事監査の状況	0	0.0
	その他（役員研修、費用弁償、報酬、利用者の権利擁護等）	5	5.4
	小計	35	37.6
事業	事業一般	0	0.0
	社会福祉事業の実施状況	0	0.0
	公益事業の実施状況	0	0.0
	収益事業の実施状況	0	0.0
	小計	0	0.0
管理	人事管理の状況	4	4.3
	資産管理の状況	1	1.1
	会計管理の状況	46	49.5
	その他（寄附金の状況）	2	2.1
	小計	53	57.0
その他		5	5.4
合計		93	100

※指摘件数は文書指摘を行った件数です。

② 平成28年度の主な指摘事項

【組織運営関係】

- ・定款変更を要する事項が変更されていない。
- ・登記すべき事項について、法定期限内に手続きがされていない。
- ・役員選任関係手続（履歴書の徴収、委嘱状の交付、就任承諾書の徴収等）に不備がある。
- ・理事長の互選に不備がある。
- ・理事会の議事録の記載内容に不備がある。
- ・評議員会への欠席が継続している評議員がいる。
- ・苦情解決に係る第三者委員の配置に不備がある。

【事業関係】 なし

【管理関係】

- ・ 職員の事務分掌表を整備し、職員に対して書面で明示・周知すること。
- ・ 小口現金の管理を経理規程に基づいた取扱いを行っていない。
- ・ キャッシュカードの利用がある。特別に使用する場合は、キャッシュカードの取扱を定め、厳守し使用すること。
- ・ インターネットバンキングを利用しているが、内部牽制体制が整っていない。
- ・ 随意契約を行う場合、2者以上から見積書を徴していない。
- ・ 1者からの見積書により随意契約が締結されているが、1者とした理由等が伺い文書等で明確になっていない。
- ・ 契約にあたって、事前に必要事項が記載された伺文書により、理事長または契約担当者の承認を得ていない。
- ・ 経理規程に契約書を省略し、請書とする基準を定めていない。
- ・ 契約書が省略されているが、軽微なものを除き請書等が徴されていない。
- ・ 自動更新条約条項のある契約について、更新時に契約更新について理事長又は契約担当者の承認を得ていない。
- ・ 寄附金の受領について、理事長の承認を得ていない。

【その他】

- ・ 貸借対照表、収支計算書及び現況報告書について、インターネットの利用により公表していない。